

鎌倉市障害者二千人雇用事業実施状況について

(平成 30 年 6 月～30 年 12 月時点)

○実施（予定）事業

1 鎌倉市障害者二千人雇用センター

(1) 目的

働きたい希望のある障害者のために、ワンストップ機能を持つとともに、一般就労に必要な能力の取得の支援、就労支援・生活支援及び職場定着支援を行い、障害者の自立、社会参加に向け、障害者雇用を促進すること。

(2) 事業内容

ア 就労支援

- ・相談者の一般就労先の問題解決に向けた支援
- ・就職面接会、企業面接への同行 等

イ 生活支援

- ・就労に関する日常生活の相談支援 等

ウ 関係機関等との連携、調整に関する業務

- ・就労支援事業所連絡会の開催 等

エ ハローワーク連絡員業務

- ・ハローワーク藤沢の障害者部門から鎌倉市への連絡・相談時の連絡窓口 等

(3) 実績

平成 30 年 12 月時点

市 民 相 談 件 数		485 件
企業等相談件数		86 件
支 援 回 数		492 回
就労者	一 般 就 労	5 人
	福祉的就労	1 人

2 鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会

(1) 目的

働く希望のある若しくは一般就労している障害者や障害者雇用をしている又は障害者雇用を検討している企業のため、障害者の自立、社会参加に向け、障害者雇用を推進するにあたっての課題を把握し、支援体制の整備、課題解決等、障害者二千人雇用達成に必要な事項を協議する。

3 就労者数実態調査

(1) 目的

障害者二千人雇用事業に反映し、一般就労者 678 人の実態を把握するために鎌倉市市内事業所の障害者雇用状況に関するアンケートを送付。

(2) 調査対象事業所

6,576 事業所（国税庁法人番号公表サイトから抽出）

(3) 回答結果

有効回答数 1,205 社

障害者雇用 564 人

4 障害者雇用啓発講演会「障害者雇用を基本から学ぼう！」

(1) 目的

障害者二千人雇用事業の推進のため、企業が障害者雇用について知識を深め、雇用にふみ切るきっかけの場となるよう講演会を実施。

(2) 内容

ア 講師

手嶋 清澄氏（障がい者企業就労アドバイザー）

イ 講演内容

障害者雇用の実例紹介を交えた講演

ウ 実施日時及び会場

平成 30 年 12 月 18 日（火）14：00～16：00

鎌倉市役所 講堂

エ 参加企業数及び人数

参加企業 24 社

参加人数 29 人

5 鎌倉市障害者就職面接会

(1) 目的

障害者を対象とした就職面接会の開催

(2) 実施予定日時及び会場

平成 31 年 2 月 1 日（金）13：00～15：00

鎌倉芸術館 1 階ギャラリー 1

(3) 参加企業

5 社

6 障害者雇用シンポジウム

(1) 目的

障害者二千人雇用事業の推進のため、障害者雇用について知識を深め、雇用が増えるきっかけの場となるようシンポジウムを実施するもの。

(2) 内容

障害者雇用を実践している企業と企業で働いている障害者を交え、シンポジウムを実施予定。雇用する側、雇用される側の生の声を聴き、これからの障害者雇用について学んでいく。

(3) 実施予定日及び会場

平成 31 年 3 月 7 日 14 時 00 分～16 時 30 分

鎌倉市福祉センター第 1、第 2 会議室

(4) 講師

中島 隆信 氏（慶應義塾大学商学部教授）

経済の視点から障害者福祉について研究。主な著書に「障害者の経済学」（日経・経済図書文化賞受賞）

(5) パネラー

未定

7 鎌倉市障害者就労移行支援金

(1) 目的

障害者が自立に向けた生活を営むことを支援するとともに、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、鎌倉市障害者就労移行支援金を給付することにより、障害者二千人雇用事業の推進を図ること。

(2) 給付金額

100,000 円（1 人 1 回限り）

(3) 給付対象者

以下のいずれかに該当する方

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 療育手帳の交付を受けている方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- エ 医師の診断書等で障害の判定を受けている方

(4) 給付要件

- ア 鎌倉市から就労移行支援または就労継続支援にかかる給付を連続して 3 か月受けていた
- イ 就労移行支援または就労継続支援から一般就労に移行するための空白期間が 3 か月以内
- ウ 一般就労の期間が同一の事業所で連続して 6 か月以上である
- エ 生活保護を受給していない
- オ 市民税等を滞納していない

8 鎌倉市障害者雇用奨励金

(1) 目的

在宅の障害者の雇用の促進と就労の定着を図るため、障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用奨励金を支給するもの。

(2) 支給金額

ア 中 小 企 業：雇用した障害者 1 人につき 20,000 円

イ A 型事業所：雇用した障害者 1 人につき 7,500 円

(3) 支給対象企業

次のいずれかに該当する企業

ア 中小企業基本法第 2 条に定める企業

イ 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定される就労継続支援 A 型事業所

(4) 対象者

市内に住所を有する在宅の障害者次のいずれかに該当する方

ア 療育手帳の交付を受けている方

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ウ その他市長が必要と認める方

(5) 雇用条件等

ア 対象者の雇用期間は原則として 1 年を単位とする

イ 勤務形態は常勤

ウ 勤務は原則として 1 日 4 時間以上、1 か月 16 日以上